埼玉県国民健康保険団体連合会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　埼玉県は、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を図るため、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40 年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業は、一般会計に係る事業とし、その経費は、育成指導費、協議会費、広報宣伝費、調査研究費、事業振興費、保健事業費、支部交付金、損害賠償事務費等に係る事業費とする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

（補助額）

第３条　前条の経費に対する補助額は、知事が別に定める額を限度とする。

（申請書の様式等）

第４条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２　規則第４条第１項の申請書の提出期限は、別に定める日までとし、その提出部数は１部とする。

（記載事項）

第５条　規則第４条第２項第５号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

（１）様式第２号の経費所要額調

（２）事業執行計画書

（３）歳入歳出予算書（抄本）

（４）様式第８号

（５）その他参考となる書類

２　規則第４条第１項第３号に掲げる事項は、記載することを要しない。

３　規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第６条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第３号のとおりとする。

（概算交付）

第７条　知事は、規則第５条の規定により交付決定した額を概算払の方法により交付するものとする。

（状況報告）

第８条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を、書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式）

第９条　規則第１３条の報告書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（添付書類）

第10条　規則第１３条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

（１）様式第５号の経費所要額精算書

（２）様式第６号の補助事業実施状況報告書

（３）歳入歳出決算（見込み）書

（４）その他参考となる書類

（実績報告書の提出時期等）

第11条　規則第１３条の報告書の提出時期は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は１部とする。

（確定通知書の様式）

第12条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第７号のとおりとする。

（書類の整備等）

第13条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第14条　補助事業者は、様式第８号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附　則

この要綱は平成１９年４月１日から適用する。

この要綱は平成２１年３月１２日から適用する。

この要綱は平成２４年４月１日から適用する。

この要綱は令和３年４月１日から適用する。

この要綱は令和４年４月１日から適用する。

この要綱は令和５年４月１日から適用する。

様式第１号

（元号）　　年度国民健康保険団体連合会補助金交付申請書

第　　　　号
（元号）　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

事　務　所　の　所　在　地
埼玉県国民健康保険団体連合会
理　事　長

下記により、（元号）　　年度国民健康保険団体連合会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　円
［　　　　　　　　　　　　　　　　　］

２　補助事業の目的及び内容

３　補助事業の期間　（元号）　　年　　月　　日～（元号）　　年　　月　　日

様式第２号

経　費　所　要　額　調

（単位　円）

総事業費 Ａ	他の補助金 Ｂ	補助対象事業費 Ｃ（Ａ－Ｂ）	補助限度額 Ｄ	所要額 （ＣとＤとを比較して少ない方の額） Ｅ	備考

（記入上の注意）

１　「総事業費」は、款名事業費の総額とすること。

ただし、第三者行為損害賠償支出金、臨時老人薬剤費特別給付金及び国保中央会委託事業等の事業費は除く。

２　「補助対象事業費」は、「総事業費」から「他の補助金」を差し引いた金額であること。

３　「補助限度額」は、要綱第３条に基づき通知した額とすること。

４　「所要額」は、「補助対象事業費」と「補助限度額」を比較して少ない方の金額を選定すること。

様式第３号

（元号）　　年度国民健康保険団体連合会補助金交付決定通知書

国　医　第　　　　号
（元号）　　年　　月　　日

埼玉県国民健康保険団体連合会
理　事　長　　　　　　　　　　　様

埼玉県知事　　　（公印省略）

（元号）　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった（元号）　年度国民健康保険団体連合会補助金については、下記のとおり交付します。

記

１　交付金額　　　　金　　　　　　　　　　円
［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］
２　支払方法　　　概算払
３　条　　件
この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号）第６条の規定により、次のことを条件として交付する。
（１）　補助事業に要する経費を、他の事業に充ててはならない。
（２）　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
（３）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

様式第４号

（元号）　　年度国民健康保険団体連合会補助事業実績報告書

第　　　　号
（元号）　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

事　務　所　の　所　在　地
埼玉県国民健康保険団体連合会
理　事　長

（元号）　　年　　月　　日付け国医第　　　号で補助金の交付決定の通知を受けた（元号）　　年度国民健康保険団体連合会補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称

２　補助金の交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円
［　　　　　　　　　　　　　　　　　］

３　補助事業の実施期間　（元号）　年　　月　　日～（元号）　年　　月　　日

様式第５号

経　費　所　要　額　精　算　書

（単位　円）

総事業費 A	他の補助金 B	補助対象事業費 C（A－B）	補助限度額 D	所要額 (CとDとを比較して少ない方の額) E	補助交付決定額 F	受入済額 G	差引過△不足額 H	備考

（記入上の注意）

１　「総事業費」は、款名事業費の総額とすること。
　ただし、第三者行為損害賠償支出金、臨時老人薬剤費特別給付金及び国保中央会委託事業等の事業費は除く。

２　「補助対象事業費」は、「総事業費」から「他の補助金」を差し引いた金額であること。

３　「補助限度額」は、要綱第３条に基づき通知した額とすること。

４　「所要額」は、「補助対象事業費」と「補助限度額」を比較して少ない方の金額を選定すること。

様式第６号

補助事業実施状況報告書

<table>
<tr><th rowspan="3">事　業</th><th colspan="5">実　　施　　状　　況</th></tr>
<tr><th rowspan="2">科　目</th><th colspan="3">支出済額内訳</th><th rowspan="2">内　　　容</th></tr>
<tr><th>総事業費</th><th>他の補助金</th><th>県費対象額</th></tr>
<tr><td>一般会計に係る事業</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr>
</table>

様式第７号

（元号）　　年度国民健康保険団体連合会補助金確定通知書

国　医　第　　　　号
（元号）　年　　月　　日

埼玉県国民健康保険団体連合会
理　事　長　　　　　　　　　　様

埼玉県知事　　　（公印省略）

（元号）　年　月　日付け　　　　第　　　号（元号）　　年度国民健康保険団体連合会補助事業実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定する。

記

１　確定金額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円
［　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

２　交付済額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

３　返 還 額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

様式第８号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所　　在　　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
事 業 者 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者職・氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（参考）第 10 条（４）その他参考となる書類として下記書類の提出をお願いします。

①一般会計歳入歳出決算書の下記事項

歳入

・諸収入収入済額内訳

②国民健康保険団体連合会に係る会計別、事業別内訳